

新公審査答申（情）第6号
令和4年7月12日

新潟市長 様

新潟市公文書公開等審査会
会長 菊池 弘之

審査請求に関する諮問について（答申）

令和2年3月26日付け、新南産第670号の2で諮問のあった件について、次のとおり答申する。

第1 審査会の結論

新潟市長（以下「実施機関」という。）が令和元年12月13日付け新南地総第1106号の4により行った決定のうち、別表2の「非公開とすることが妥当な情報」欄に記載の情報については、非公開とすることが妥当である。その余の情報については、公開することとした実施機関の判断は妥当である。

第2 審査請求の経過

1 公文書の公開請求

令和元年10月28日、情報公開請求者（以下「公開請求者」という。）は、新潟市情報公開条例（以下「条例」という。）第5条の規定に基づき、実施機関に対し、2018年12月1日より2019年9月30日までの期間において、新潟市長、副市長、部署の担当者のいずれかまたは2人以上が、〇〇〇の運営会社である株式会社〇〇〇（「株式会社〇〇〇」に商号変更。以下同じ。）と接触した際の内容が分かる記録全て（面談、打合せ、情報交換会、懇親会等の直接的な接触の他、電話、電子メール等を用いた間接的な接触も含む）（以下「本件請求文書」という。）の公開を請求（以下「本件請求」という。）した。

2 公開決定等の期間延長

令和元年11月12日、実施機関は、本件請求に係る公文書に第三者に関する情報が記録されており、当該第三者に意見照会を実施する予定であって、決定期限内に決定できないことを理由に、条例第9条第2項の規定により、令和元年12月12日まで公開決定等の期間延長を行い、公開請求者に通知した。

3 実施機関の意見照会

令和元年11月25日、実施機関は、本件請求文書を別表1の「公文書の内容」

欄のとおり特定（以下「本件対象文書」という。）した上で、本件対象文書に第三者である審査請求人に関する情報が記録されていることから、条例第9条の3第1項の規定により、審査請求人に対し、本件対象文書の公開に係る意見照会を行った。

4 意見照会に対する回答

令和元年12月6日、審査請求人は、実施機関に対し、本件対象文書の一部を除いて公開に反対する意見書を提出した。

5 実施機関の決定

令和元年12月13日、実施機関は、本件対象文書について、条例第6条第2号、同条第3号ア及びイ、並びに同条第6号カに規定する非公開情報に該当すると判断した情報を非公開とし、その余の情報を公開する一部公開決定（以下「本件決定」という。）を行い、公開請求者及び審査請求人にそれぞれに通知した。

6 審査請求

令和元年12月25日、審査請求人は、本件決定のうち、別表1の「番号」欄の4から7及び9から11に対する決定を不服（別表1の「審査請求」欄に本件摘示1から7まで記載のあるもの）として、実施機関に対し、本件決定を取り消すことを求める審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行うとともに、行政不服審査法第25条第2項の規定により、本件決定の執行の停止を求める申立てを行った。

同日、実施機関は、本件決定の執行を停止する決定を行い、審査請求人及び公開請求者にそれぞれ通知した。

7 諮問

令和2年3月26日、実施機関は、条例第12条第1項の規定に基づき、当審査会に諮問した。

第3 審査請求人の主張

審査請求人が審査請求書及び反論書において、主張する内容は、おおむね以下のとおりである。

1 審査請求書における主張

審査請求人が主張する本件決定において非公開とすることが相当である情報（以下「本件情報」という。）は、以下のとおり、条例第6条第3号アに該当し、非公開情報となるのであるから、本件決定は、条例第6条柱書の規定に違反しており、違法又は不当である。

- (1) 本件情報は、審査請求人と新潟市との間の業務委託契約に基づいて、審査請求人が提供する業務並びに許諾の対価及びその算定方法に関する情報であり、かつ外部に公開されている情報ではない。

この点、審査請求人が新潟市に提供した業務は、審査請求人が運営するアイドルグループに所属するタレントを新潟市南区のPRに出演させる業務であると

ともに、当該タレントの肖像等をポストカードへ使用することを許諾する内容である。

これらの業務及び許諾に係る対価については、機械的・単調的な作業によって算出されているものではなく、依頼者の施策内容、肖像等の使用許諾対象物の特性、タレントの顧客誘引力その他の事情を勘案して、審査請求人独自の技術的ノウハウ等に基づき算出されている。

本件決定においては、当該業務及び当該許諾の対価金額並びにその算定方法に関し、その総額並びに消費税及び地方消費税額や算定基準の一部の情報を公開する旨の決定が行われているが、審査請求人の業務内容や、許諾の対象となったポストカードの流通量等の情報を基にすれば、当該対価金額に係る情報からでも、審査請求人による対価の算定方法を推認することは可能である。

このため、本件情報が公開されると、審査請求人の依頼者に対する具体的業務ないし許諾の内容に対する対価及びその算定方法に関する条件、少なくとも当該条件を推知することが可能となる前提事実が第三者の知り得るところとなるのであって、審査請求人の有する独自の技術的ノウハウ等が第三者に開示されることとなり、その結果、審査請求人の公正な競争関係における地位を害するおそれがある。

(2) 特に、現在、審査請求人に関し、インターネットを中心に、様々な憶測が飛び交い、世間一般から批判が生じており、また、新潟県情報公開条例によって公開された文書がインターネット上で公開されるという状況に至っていることを勘案すると、本件情報が公開されることにより、審査請求人の営業活動に支障が生じる危険性は極めて大きく、その蓋然性は極めて高い。

(3) 他方、実施機関は、本件情報を非公開としない理由について、「市議会の説明資料など公開が前提とされている資料に掲載されている情報」であることをその根拠としているが、その主張に理由がない。

なぜなら、市議会は実施機関に該当するところ（条例第2条第2項）、条例第6条柱書を反対解釈すると、実施機関は非公開情報に該当する情報を公開できる立場にないのであるから、市議会の説明資料などに本件情報が掲載されていることをもって、本件情報が非公開情報に該当しないことになる、ということはありませんからである。

また、条例第16条第2号によれば、地方自治法第138条の4第3項の規定により設置する附属機関及び実施機関が設置したこれに準ずる機関の会議については、原則公開であるものの、条例第6条各号に定める非公開情報に該当すると認められる事項についての審議等を行う場合には、その会議自体が非公開とされることになる。かかる規定の趣旨は、会議公開の原則よりも、非公開情報に該当する情報の保護を優先した点にあるのであって、例えば公開が前提となる実施機

関の審議の説明資料などに掲載された情報であったとしても、当該情報が非公開情報に該当する場合、当該情報は公開されないとするのが、条例の趣旨であると解されるからである。

- (4) 以上より、本件情報は、「公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」(第6条第3号ア)に該当し、非公開情報となるから、本件情報については非公開決定を行うことが相当であり、本件決定は条例第6条第1項柱書に違反しており、違法または不当な処分である。

2 反論書における主張

(1) 後述第4の1に対する反論

ア 新潟市情報公開事務の手引き(以下「手引き」という。)に定める解釈基準を本件審査請求に適用することの合理性がないことについて

実施機関は、手引きが、審査基準であって、処分基準であり、基準として合理的である旨主張する。

しかし、手引きは、条例上「おそれ」としか規定していない文言を、「単なる確率的な可能性ではなく、法的保護に値する蓋然性が必要である」として、その範囲を限定し、事業者にとって不利益となる内容の解釈基準を定めているため、かかる解釈は、上記事業者の自由を保障しようとした条例の趣旨に反する。

また、実際、過去の新潟市情報公開・個人情報保護審査会(現・新潟市公文書公開等審査会)の答申においても、必ずしも手引きの解釈基準が引用されて判断が下されているわけではないようである。

したがって、本件審査請求の対象となる本件情報が、条例第6条第3号アに該当するか否かの判断にあたり、手引きの基準を適用することは、合理的であるとはいえない。

イ 本件情報が条例第6条第3号アに該当することについて

(ア) 仮に手引きに定める解釈基準が合理的であるとしても、以下のとおり、本件情報は条例第6条第3号アに該当する。

(イ) 実施機関は、弁明書において、「審査請求人が非公開情報であると主張している情報には、「依頼者の施策内容、肖像等の使用許諾対象物の特性、タレントの顧客誘引力その他の事情」や、「審査請求人独自の技術的ノウハウ等」は含まれていない。また、毎年契約金額について、審査請求人が主張するような独自の技術的ノウハウ等を加味するなどといった、算定基準を示されていないことをもって、本件情報が、条例第6号第3号アに該当しない旨の主張しているが、かかる主張に理由はない。

実施機関が指摘するロイヤリティの存在及び審査請求人が受領する対価

金額に関する情報は、タレントの役務提供や肖像等の利用許諾の対価の内容及び性質に関する情報であるが、係る対価の算定方法については、顧客の利益の増加やコスト低減、あるいは、提供原価に利益を加算するような単純、機械的な方法に馴染むものではなく、具体的な特定企業の取引先やメディア等の活用情報に応じて、創造的に算出されるものである。

したがって、最終的に算出されることとなるロイヤリティの存在及び受領する対価金額は、審査請求人の培ってきた独自の営業ノウハウに基づいて、取引先との協議、交渉という企業努力の果てに、個々に設定されるものであり、一般に公開されない性質のものであるから、かかる対価の内容及び性質に係る情報それ自体が、審査請求人の販売営業上の情報に該当する。

特に、審査請求人が新潟市から受託し、履行を完了させた役務提供の内容は、宣伝PR活動であり、その性質上、一般人の知り得るところとなっているため、「審査請求人に所属するタレントが、いかなる内容の役務の提供や許諾を行ったのか。」という情報は既に公になってしまっている。

係る状況において、本件情報が外部に公開されることになってしまうと、「審査請求人が、どのタレントを起用し、どの程度の役務を提供した場合、どのような内容及び性質の対価が発生するか。」という情報が必然的に公開されることになる。

そして、これらの情報が公開されてしまうと、同業他社との競争上不利益になる上、審査請求人に業務を依頼する者が当該金額を基準として交渉することは火を見るよりも明らかであり、今後の審査請求人の事業活動において、競争上の不利益を被り、また活動の自由が制約されることは必至である。

以上より、本件情報を公開することは、審査請求人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するものであり、また、当該利益を害するおそれ、単なる確率的な可能性ではなく、法的保護に値する蓋然性をもって認められる。したがって、本件情報は、条例第6条第3号アに該当する。

(ウ) 特に実施機関は、ポストカードのロイヤリティに関して、「ポストカード一枚当たりのロイヤリティがどのような事情や根拠により算出されたのかが明らかになることはなく、審査請求人の主張する危険は抽象的な危険にとどまり、具体的な危険として法的保護に値する蓋然性を示しているとはいえないことから、条例第6条第3号アに該当しない旨の主張をしているが、かかる主張に理由はない。

ポストカードが配布された施設の来場者数からポストカードの流通量が把握できるところ、流通量が把握できれば、契約金額から逆算してロイヤリティ算定料率も推知できることになるが、かかるロイヤリティ算定料率も明らかになってしまうと、「審査請求人が、どのタレントを起用し、どの程度

の使用許諾をした場合、どのようなロイヤリティの算定式が妥当するか。」という情報が必然的に公開されることになる。

そして、これらの情報が公開されてしまうと、同業他社との競争上不利益になる上、審査請求人に、所属タレントの肖像等の使用許諾を求める者が当該内容を基準として交渉することは火を見るよりも明らかであり、今後の審査請求人の事業活動において、競争上の不利益を被り、また、活動の自由が制約されることは必至である。

以上より、本件情報を公開することは、審査請求人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するものであり、また、当該利益を害するおそれは、単なる確率的な可能性ではなく、法的保護に値する蓋然性をもって認められる。したがって、本件情報は、条例第6条第3号アに該当する。

(エ) 奈良地判平成10年1月26日及び大阪高判平成10年11月11日について

a 本件審査請求に射程が及ばないこと

実施機関は、奈良地判平成10年1月26日及び大阪高判平成10年11月11日を引用するが、上記裁判例は、奈良県情報公開条例が適用される所、同条例第3条によって、当該条例の解釈及び運用に当たっては、「公文書の開示を求める権利を」「十分に尊重するものとする。」と定めていたのに対し、条例第3条は、「実施機関は、この条例の定めるところにより、当該実施機関の保有する情報を積極的に公開するよう努めなければならない。」として努力義務を課しているにすぎないのであって、上記裁判例と本件審査請求とは、その前提とする事情が著しく異なる。したがって、実施機関が引用する裁判例の射程は本件審査請求に及ばない。

また、当該裁判例は、コピー機の利用料金という、機械的単調な作業ないしサービスに対する対価金額に関する情報が問題となった事案であるところ、本件審査請求で問題となっているのは、タレントの役務提供及び肖像等の使用許諾に対する対価という、顧客誘引力、広告主の持つ影響力等によって、創造的に算定される対価であって、上記裁判例と本件審査請求とは、その前提とする事情が著しく異なる。したがって、実施機関が引用する裁判例の射程は本件審査請求に及ばない。

b 前記裁判例の射程が本件に及んだとしても、本件情報が条例第6条第3号アに該当すること

仮に、当該裁判例の射程が本件審査請求に及んだ場合でも、本件情報の開示は、審査請求人の競争上の地位その他正当な利益を損なうため、本件情報は、以下のとおり、条例第6条第3号アに該当する。

奈良地判平成10年1月26日は、「当該法人の競争上の地位その他正

当な利益が損なわれるとするためには、一般の経済的取引における契約内容の開示と異なり、当該開示により、原価、価格ロジック、価格体系等の営業上の秘密やノウハウが明らかになるなどの事情が必要であると解される。」と述べているところ、上述のとおり、本件情報は、それ自体が審査請求人の営業上の秘密又はノウハウであるし、また、上述のとおり、本件情報が公開されてしまうと、「審査請求人が、どのタレントを起用し、どの程度の役務を提供した場合、どのような内容及び性質の対価が発生するか。」及び、「審査請求人が、どのタレントを起用し、どの程度の使用許諾をした場合、どのようなロイヤリティの算定式が妥当するか。」という価格ロジック又は価格体系等に関する営業上の秘密ないしノウハウが必然的に明らかになるという事情がある。

以上より、本件情報の開示は、審査請求人の競争上の地位その他正当な利益を損なうものといえる。したがって、本件情報は、条例第6条第3号アに該当する。

(オ) 以上より、本件決定は違法または不当である。

(2) 後述第4の2に対する反論

ア 実施機関は、「情報公開請求者が公開された情報を審査請求人の主張する方法等を用いて、第三者に広く公開するとは直ちに認められない。」と述べるとともに、仮に広く公開したとしても、「公正な競争関係における地位を害するおそれ」（条例第6条第3号ア）はない旨の主張をするが、以下のとおり、かかる主張に理由はない。

イ 審査請求人の提出資料によれば、新潟県に対する情報公開請求者によって、インターネット上で公表された文書は、2019年1月22日に行われた面談記録に係る文書である。

また、他の提出資料によれば、本件決定の後であるが、氏名不詳者が、2020年2月11日、「2018年12月8日より2019年12月31日までの期間において、知事、副知事及び部局のいずれかまたは二者以上が、株式会社〇〇〇と面談を行なった際の記録すべて」という情報公開請求を新潟県にした上で、開示された文書をインターネット上に公開したことがわかる。

ゆえに、いずれの請求も、2018年12月8日に発生した、当時審査請求人所属のタレントに対する暴行被疑事件に端を発していることが明らかである。

そして、本件請求の対象となった文書は、「2018年12月1日より2019年9月30日までの期間における、担当者または他部署を含めた2者以上が、〇〇〇の運営会社である株式会社〇〇〇と接触した際の内容が分かる記録全て」であり、本件請求も、上記暴行被疑事件に端を発していることが明らか

である。

そのため、本件請求を行った人物においても、上記の如く、開示された情報をインターネット上で公表する目的を有していると推認され、本件情報が開示された場合、本件情報がインターネット上で第三者に広く公表される蓋然性は極めて高い。

そして、本件情報がインターネット上で公表されると、本件情報が情報公開請求者やその他第三者による誹謗中傷の的になることが容易に想像され、審査請求人の競争上の地位その他正当な利益は、一層害されることになる。

以上より、本件情報を公開することは、審査請求人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するものであり、また当該利益を害するおそれは、単なる確率的な可能性ではなく、法的保護に値する蓋然性をもって認められる。したがって、本件情報は、条例第6条第3号アに該当する。

ウ 以上より、本件決定は違法または不当である。

(3) 後述第4の3に対する反論

ア 実施機関の弁明は、新潟市議会基本条例第12条第5号に定める、一般的かつ抽象的な努力義務があること、地方自治法に定める議会の公開の原則の存在、及び、市議会議員が守秘義務を負わないこと等を根拠に、「議会に対し説明された情報は全ての市民が知ることのできる情報であり、公開されることが前提の情報であると解釈すべきである。」、と主張しているが、かかる主張に理由はない。

なぜなら、条例は、明文をもって、市議会を含む実施機関が、情報公開請求の対象となった文書のうち、条例第6条第3号アに該当する非公開情報を公開できないものと定めているし、また、条例第15条に基づき制定された「情報の公表及び提供に関する指針」の第3条及び第4条においても、実施機関である市議会が公表及び提供することを想定している情報ないし資料からは、条例第6条各号に該当する非公開情報が除外されている。そのため、条例は市議会を通じて公開されることが前提となる情報ないし資料であったとしても、その全てを公表することを想定しているとは到底解釈できないからである。したがって、実施機関の主張に理由はない。

イ 仮に実施機関の解釈が採用されたとしても、そもそも、決算特別委員会の決算説明資料には、単に事業の総額が記載されているのみで、その詳細な内訳については記載されていないのであるから、上記説明資料をもって、本件情報が市議会において説明された情報であり、公開されることが前提の情報に該当するということは困難である。

そして、上述のとおり、本件情報は、条例第6条第3号アに該当するのであるから、本件情報を公開することは違法または不当である。

第4 実施機関の主張

実施機関が弁明書において主張する内容は、おおむね以下のとおりである。

1 前述第3の1（1）に対して

- (1) 本件情報において、審査請求人は条例第6条第3号アに該当すると主張しているところ、同号アにおける当該法人等の「競争上の地位その他正当な利益を害するおそれ」が認められるか否かが問題となる。
- (2) この点について、「手引き」は、同号の趣旨は、法人等又は事業を営む個人の正当な事業活動の自由を保障することとしており、同号アについては、下記のいずれかに該当するものとしている。

- ①生産技術上又は販売営業上の情報で、公にすることにより法人等又は個人の事業活動に対し、競争上不利益を与えるおそれがあると認められるもの
- ②経営方針、経理、金融、人事、労務管理等の事業活動を行う上で内部管理に関する情報で、公にすることにより法人等又は事業を営む個人の事業運営上、不利益を与え、又は社会的信用を損なうおそれがあると認められるもの
- ③その他公にすることにより、法人等又は事業を営む個人の名誉又は社会的評価、活動の自由、信用等が損なわれるおそれがあると認められるもの

さらに、『「正当な利益を害するおそれがあるもの」かどうかの判断は、法人等又は事業を営む個人の当該事業の性格、規模、事業内容等に留意しつつ、当該情報の公開をした場合に生ずる影響を個別、具体的に慎重に検討した上で行うものとする。なお、この『おそれ』の判断に当たっては、単なる確率的な可能性ではなく、法的保護に値する蓋然性が求められる。』とされている。

「手引き」は、新潟市における情報公開事務の審査基準であって、裁量基準であり基準として合理的である。

- (3) 本件情報には、「依頼者の施策内容、肖像等の使用許諾対象物の特性、タレントの顧客誘引力その他の事情」や「審査請求人独自の技術的ノウハウ等」は含まれていない。また、毎年の契約金額について、審査請求人が主張するような独自の技術的ノウハウ等を加味するなどといった、算定基準を示されているものでもない。これらのことからすると、本件情報が公になったとしても、どのような事情や根拠により委託料が算出されたのかが明らかになることはなく、審査請求人の主張は、前記①ないし③に該当するものではなく、あくまで抽象的な危険を指摘するにとどまり、具体的な危険として法的保護に値する蓋然性を示しているとはいえず、「公正な競争関係における地位を害するおそれ」（条例第6条第3号ア）はない。

ポストカードの流通量は公開していないが、仮にいずれかの者がポストカードの流通量についての情報を得、ポストカード一枚当たりのロイヤリティを推知

することができたとしても、公開される情報に「依頼者の施策内容、肖像等の使用許諾対象物の特性、タレントの顧客誘引力その他の事情」についてや「審査請求人独自の技術的ノウハウ等」に関しての記載はないのだから、ポストカード一枚当たりのロイヤリティがどのような事情や根拠により算出されたのかが明らかになることはなく、審査請求人の主張する危険は抽象的な危険にとどまり、具体的な危険として法的保護に値する蓋然性を示しているとはいえず、「公正な競争関係における地位を害するおそれ」（条例第6条第3号ア）はない。

- (4) 同一の条項について問題となった奈良地判平成10年1月26日において、裁判所は「地方公共団体と契約を締結する法人等は、行政の透明性等の要請から、民間と契約する場合とは異なる制約を甘受せざるを得ないものである。」「一般競争入札以外の方法による契約についても、料金部分を含むその契約内容等について、公開することを原則としていると考えられる。したがって、地方公共団体と契約を締結する法人等において、契約内容の開示により当該法人の競争上の地位その他正当な利益が損なわれるとするためには、一般の経済的取引における契約内容の開示と異なり、当該開示により、原価、価格ロジック、価格体系等の営業上の秘密やノウハウが明らかになるなどの事情が必要であると解される」と指摘する。さらに前記奈良地判の上級審である大阪高判平成10年11月11日においても当該奈良地裁の判決は維持され、控訴棄却にて確定しており、「本件契約において契約内容の開示をすべき根拠は、地方公共団体と契約を締結する法人等に民間と契約する場合と異なる制約を課さざるを得ない」としている。

これら裁判例を考慮すると、随意契約を締結した本件のように、地方公共団体という予算の限定がある相手方との契約において、仮に他の民間企業と異なる金額により、契約を締結したことが明らかとなったとしても、価格ロジック、算定基準そのものや算定根拠の記載がない以上、営業上の秘密やノウハウが明らかにされているとは言い難い。

したがって、前記裁判例を考慮しても、本件決定に違法または不当は存しない。

2 前述第3の1(2)に対して

公開請求者が公開された情報を審査請求人の主張する方法等を用いて、第三者に広く公開するとは直ちに認められない。仮に広く公開したとしても、公開される情報の内容と「審査請求人の営業活動に支障が生じる」ことに具体的な関連性はなく、審査請求人の主張する危険は抽象的な危険にとどまり、具体的な危険として法的保護に値する蓋然性を示しているとはいえず、「公正な競争関係における地位を害するおそれ」（条例第6条第3号ア）はない。

3 前述第3の1(3)に対して

市議会が情報公開条例実施機関であることは指摘のとおりであるが、審査請求人は、本件決定により公開とした情報が非公開となることを前提として主張しており、

前記のとおり、当該情報は非公開とならないのであるから、理由はない。

また、市議会が実施機関であることを理由として、決定の理由に対する反論をしているものと思料されるが、本件決定の理由の中核は、本来議会を通じて公開されることが前提となる資料であるということである。すなわち、市長は議会に対し、「事業を作成した際」の「財源措置及び将来にわたるコスト計算」を「明らかにするよう努める」（新潟市議会基本条例第12条第5号）必要がある。この明らかにするよう努めるべき情報について、事業の支出金額は根本をなす情報である。議会の議事は公開が原則であることはもとより（地方自治法第115条第1項本文）、公開が義務付けられている（同条例第10条）。

さらに市議会議員は特別職の地方公務員で（地方公務員法第3条第3項第1号）一般職の地方公務員に課せられた秘密を守る義務を負わない（同法第4条）。

つまり、市長は議会に対し、事業における支出額を説明する責任があるし、議会は説明を受けた事柄について、市民に対し説明する責任がある。よって、議会に対し説明された情報は全ての市民の知ることのできる情報であり、公開されることが前提の情報であると解釈すべきである。

なお、実施機関が審査請求人に支払った金額を含む事業の総額については、決算特別委員会の決算説明資料に南区地域総務課の政策推進経費として記載されている（平成29年度2,272,176円であり、平成30年度2,079,029円）。この資料は、議会において議員に対して配布されている。同様の記載のある「決算説明書」は新潟市ホームページにおいて、平成29年度分まで公開されており、平成30年度以降の分についても公開される予定である。また総額に対する内訳についても議会において質問があれば回答するし、決算額の内訳について質問があるのはまねなことではないため、回答できるよう資料として準備している事項である。

- 4 以上より、本件決定は、違法または不当ではなく、本件審査請求は棄却されるべきである。

第5 審査会の判断

1 本件審査請求について

本件審査請求は、本件請求において、実施機関が別紙1の「公文書の内容」欄のとおり本件対象文書を特定し、審査請求人に公開に係る意見照会を行った上で、本件対象文書中、別紙1の「実施機関が非公開と判断した情報」欄の情報については、条例第6条第2号、同条第3号ア及びイ、並びに同条第6号カで規定する非公開情報に該当するとして非公開とし、その余の部分については公開と判断して、公開請求者及び審査請求人にその旨を通知したところ、審査請求人より実施機関が非公開と判断した部分以外の本件情報についても、条例第6条第3号アに該当するため、

本件決定を取り消すべきと主張し、審査請求がなされたものである。

2 審査請求人が主張する本件情報について

本件情報を分類すると、以下のとおりとなる。

- (1) 新潟市南区PR業務委託に関する請求書及び履行届に記載されている金額欄及び請負金額欄に記載の数字（別表1の「審査請求」欄の本件摘示2、3、5及び6）
- (2) 南区PR大使使用料に関する請求書に記載されている金額欄に記載の数字（別表1の「審査請求」欄の本件摘示4及び7）
- (3) 平成31年3月30日付けメールに記載されている金額等（別表1の「審査請求」欄の本件摘示1）

3 審査請求人と実施機関の主張について

(1) 実施機関は、

ア 審査請求人が主張している本件情報が公になったとしても、どのような事情や根拠により委託料が算出されたのかが明らかになることはなく、審査請求人の主張は、あくまで抽象的な危険を指摘するにとどまり、具体的な危険として法的保護に値する蓋然性を示しているとはいえず、公正な競争関係における地位を害するおそれはないこと

イ ポストカード一枚当たりのロイヤリティを推知することができたとしても、ポストカード一枚当たりのロイヤリティがどのような事情や根拠により算出されたのかが明らかになることはなく、審査請求人の主張する危険は抽象的な危険にとどまり、具体的な危険として法的保護に値する蓋然性を示しているとはいえず、公正な競争関係における地位を害するおそれはないこと

ウ 仮に公開請求者が広く公開したとしても、公開される情報の内容と審査請求人の営業活動に支障が生じることに具体的な関連性はなく、審査請求人の主張する危険は抽象的な危険にとどまり、具体的な危険として法的保護に値する蓋然性を示しているとはいえず、公正な競争関係における地位を害するおそれはないこと

エ 本件決定の理由の中核は、本来議会を通じて公開されることが前提となる資料であり、市長は議会に対し、事業における支出額を説明する責任があるし、議会は説明を受けた事柄について、市民に対し説明する責任があることから、議会に対し説明された情報はすべて市民の知ることのできる情報であり、公開されることが前提の情報であると解釈すべきである

といった主張をしている。

(2) 実施機関の上記アからエの主張に対し、審査請求人は、

ア 最終的に算出されることとなるロイヤリティの存在及び受領する対価金額は、審査請求人の培ってきた独自の営業ノウハウに基づいて、取引先との協議、

交渉という企業努力の果てに、個々に設定されるものであり、一般に公開されない性質のものであるから、かかる対価の内容及び性質に係る情報それ自体が、審査請求人の販売営業上の情報に該当すること

イ 流通量が把握できれば、契約金額から逆算してロイヤリティ算定料率も推知できることになるが、かかるロイヤリティ算定料率も明らかになってしまうと、「審査請求人がどのタレントを起用し、どの程度の使用許諾をした場合、どのようなロイヤリティの算定式が妥当するか。」という情報が必然的に公開されることになること

ウ 本件請求を行った人物においても、上記の如く、開示された情報をインターネット上で公表する目的を有していると推認され、本件情報が開示された場合、本件情報がインターネット上で第三者に広く公表される蓋然性は極めて高い、本件情報がインターネット上で公表されると、本件情報が公開請求者やその他第三者による誹謗中傷の的になることが容易に想像され、審査請求人の競争上の地位その他正当な利益は一層害されることになること

エ 仮に、実施機関の解釈が採用されたとしても、そもそも決算特別委員会の決算説明資料には、単に事業の総額が記載されているのみで、その詳細な内訳については、記載されていないのであるから、上記説明資料をもって、本件情報が市議会において説明された情報であり、公開されることが前提の情報に該当するということは困難である

といった主張をしている。

以下、上記分類と審査請求人と実施機関双方の主張に基づいて、本件情報を公開とした実施機関の判断の妥当性について検討する。検討の都合上、2（2）より検討を行う。

4 上記2（2）の情報について

(1) 上記2（2）の情報は、本件対象文書を見分すると、南区PR大使の使用料の総額であるところ、上記第3の2（1）イ（ウ）で審査請求人が主張しているとおおり、ポストカードが配布された施設の来場者数が明らかになっていると、ポストカードの流通量が把握できる可能性が高くなるが、その点、実施機関に確認したところ、施設の来場者数は公になっているとのことであった。

(2) そうなると、上記2（2）の情報については、別表1のとおり、実施機関はもと「ポストカードロイヤリティの計算式」を非公開としているものの、ポストカードが配布された施設の来場者数が明らかになっていることを踏まえると、ポストカードの流通量から計算式の内容が推測できることになり、ポストカード一枚当たりのロイヤリティが明らかになってしまう可能性は高いといえる。

(3) ポストカード一枚当たりのロイヤリティは、審査請求人が取引先である本市との協議、交渉の企業努力により個々に設定された成果であると考えられる。当該

情報は、審査請求人における企業経営の要といえる情報であり、当該情報を公開と判断した場合、経営上のノウハウが流出し、今後の経営活動に多大な支障を及ぼすことが認められ、条例第6条第3号アの当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものに該当するといえることから、非公開とすることが妥当であると判断する。

5 上記2（1）の情報について

- (1) 上記2（1）の情報は、本件対象文書を見分すると、新潟市南区PR業務委託の委託料の総額であるところ、実施機関は、審査請求人に支払った金額を含む事業の総額については、決算特別委員会の決算説明資料に南区地域総務課の政策推進経費として記載され、当該資料は、議会において議員に対して配布されていること、総額に対する内訳についても議会において質問があれば回答するといった主張をしている。

このことから、当審査会は、実施機関に対し当該資料の提出を求めるとともに、決算特別委員会の会議録を見分したところ、当該資料（平成30年度）には、政策推進経費として南区PR事業に支出済額207万9,029円の記載があり、会議録については、令和元年10月10日の決算特別委員会第1分科会にて、議員からの当該事業への質問を受けて、所管課長が「南区PR事業は200万円強のお金を使っていて、基本は108万円の基本契約があり、プラスその3回のイベントに出ていただ」いたと説明している部分が確認できた。

そこで当審査会は、実施機関に対し、上記の説明が、上記2（1）の情報に関わるものか確認したところ、関わるものとのことであった。

- (2) 上記2（1）の情報がインターネット上に公表されると、誹謗中傷の的になるおそれがあるとしても、決算特別委員会の会議録は、当市議会ホームページにて公開されており、誰でも閲覧することが可能であることから、すでに公開となっている情報を非公開とする理由はないので、審査請求人の主張を判断するまでもなく、実施機関の判断は妥当と言わざるを得ない。

なお、当審査会は決算特別委員会での発言について、審査するものではない。

6 上記2（3）の情報について

上記2（3）の情報は、本件対象文書を見分すると、南区PR大使の使用料等に関するメールであり、金額と金額の根拠となる文章の一部に分けられる。

(1) 金額について

メールに記載のある金額は、上記2（2）に関する金額であることから、上記3のとおり、非公開とすることが妥当であると判断する。

(2) 文章の一部について

上記4（2）及び（3）のとおり、請求書や履行届に記載の金額といった情報は、審査請求人が取引先である本市との協議、交渉の企業努力により個々に設定

された成果であると考えられ、審査請求人における企業経営の要といえる情報であり、当該情報を公開と判断した場合、経営上のノウハウが流出し、今後の経営活動に多大な支障を及ぼすことが認められると判断できるものの、審査請求人が非公開と主張する文章は、金額の根拠を示すものであり、公開と判断しても、当該支障を及ぼすとまではいえないと考えられることから、条例第6条第3号アの当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものに該当するとはいえず、公開とすることが妥当であると判断する。

- 7 なお、実施機関及び審査請求人は、第5審査会の判断で取り上げた以外の主張をしているが、当審査会の判断を左右するものではない。
- 8 以上のことから、「第1 審査会の結論」のとおり答申する。

第6 審査会の開催経過

当審査会の開催経過の概要は、次のとおりである。

年 月 日	内容
令和 2年 3月26日	実施機関の諮問書を受理
令和 3年12月 9日	審査会開催（第1回）
令和 4年 1月21日	審査会開催（第2回）
令和 4年 2月17日	審査会開催（第3回）
令和 4年 3月15日	審査会開催（第4回）
令和 4年 4月19日	審査会開催（第5回）
令和 4年 5月31日	審査会開催（第6回）
令和 4年 6月28日	審査会開催（第7回）

（第2部会）

委員 野口祐郁、 委員 今本啓介、 委員 里見佳香（令和4年3月31日まで）、 委員 藤瀬竜子（令和4年4月1日から）

別表1

令和元年12月13日付け新南地総第1106号の4の一部公開決定

番号	公文書の内容	実施機関が非公開と判断した情報	審査請求
1	平成31年1月16日付けメール	・〇〇〇担当者の氏名・携帯電話番号・メールアドレス ・個人名	
2	平成31年1月14日付け文書(1の添付書類)	・個人名	
3	平成31年3月20日付けメール	・〇〇〇担当者の氏名・携帯電話番号・メールアドレス	
4	平成31年3月30日付けメール	・〇〇〇担当者の氏名 ・〇〇〇以外の法人等に関する非公開の情報 ・ポストカードロイヤリティの単価等	本件 摘示1
5	新潟市南区PR業務委託に関する請求書(4の添付書類)	・法人等に関する非公開の連絡先・銀行口座情報	本件 摘示2
6	新潟市南区PR業務委託に関する履行届(4の添付書類)		本件 摘示3
7	南区PR大使使用料に関する請求書(4の添付書類)	・ポストカードロイヤリティの計算式 ・法人等に関する非公開の連絡先・銀行口座情報	本件 摘示4
8	平成31年4月2日付けメール	・〇〇〇担当者の氏名・メールアドレス ・市職員の個人メールアドレス	
9	新潟市南区PR業務委託に関する請求書(8の添付書類)	・法人等に関する非公開の連絡先・銀行口座情報	本件 摘示5
10	新潟市南区PR業務委託に関する履行届(8の添付書類)		本件 摘示6
11	南区PR大使使用料に関する請求書(8の添付書類)	・ポストカードロイヤリティの計算式 ・法人等に関する非公開の連絡先・銀行口座情報	本件 摘示7
12	平成31年4月3日付けメール	・〇〇〇担当者の氏名・メールアドレス ・市職員の個人メールアドレス	
13	令和元年5月28日付け市送信メール	・〇〇〇担当者の氏名・メールアドレス ・市職員の個人メールアドレス	
14	令和元年5月28日付け市受信メール	・〇〇〇担当者の氏名・携帯電話番号・メールアドレス ・法人等に関する非公開の連絡先・銀行口座情報 ・市職員の個人メールアドレス	

別表 2

実施機関が公開と判断した情報のうち、当審査会が非公開とすることが妥当な情報

番号	公文書の内容	当審査会が非公開とすることが妥当な情報
1	平成31年1月16日付けメール	
2	平成31年1月14日付け文書(1の添付書類)	
3	平成31年3月20日付けメール	
4	平成31年3月30日付けメール	・金額
5	新潟市南区PR業務委託に関する請求書(4の添付書類)	
6	新潟市南区PR業務委託に関する履行届(4の添付書類)	
7	南区PR大使使用料に関する請求書(4の添付書類)	・金額欄に記載の数字
8	平成31年4月2日付けメール	
9	新潟市南区PR業務委託に関する請求書(8の添付書類)	
10	新潟市南区PR業務委託に関する履行届(8の添付書類)	
11	南区PR大使使用料に関する請求書(8の添付書類)	・金額欄に記載の数字
12	平成31年4月3日付けメール	
13	令和元年5月28日付け市送信メール	
14	令和元年5月28日付け市受信メール	